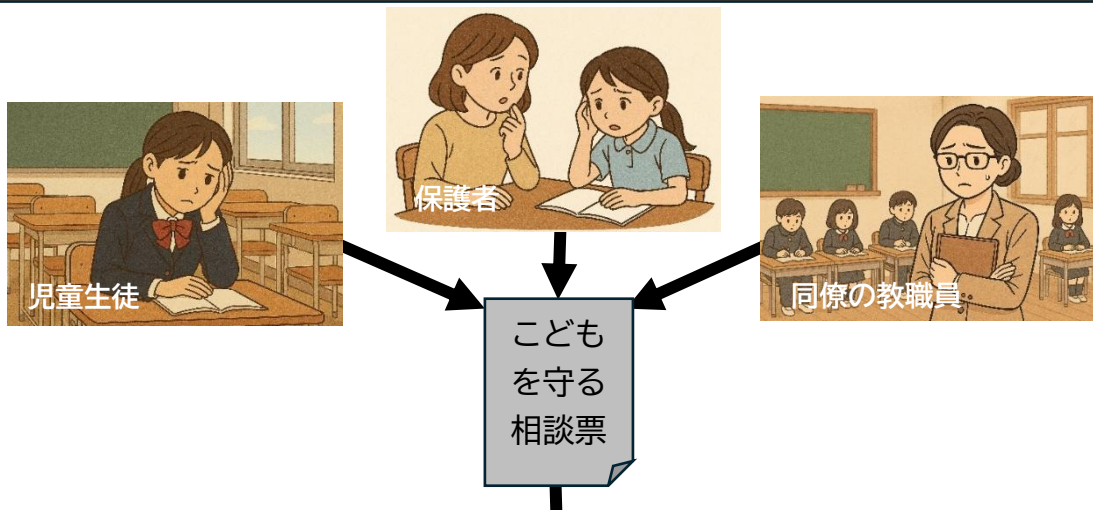


令和8年（2026年）3月26日 教職員課

こどもを守る相談票（わいせつ・セクハラ版）を導入し、
教職員によるこどもの性被害を一掃します。



教職員による児童生徒へのわいせつやセクハラが疑われる場合、児童生徒からでも、保護者からでも、同僚の教職員からでも「こどもを守る相談票」を教育委員会へ提出できます。

↓ 教育委員会へ

【教育委員会による調査中】

- 児童生徒性暴力等（※1）又はセクハラ（※2）に該当すると思われる場合
→ 懲戒処分までの期間、対象職員を自宅待機とします

【教育委員会による調査後】

- 児童生徒性暴力等に当たると判断した場合
→ 対象職員は免職
- セクハラに当たると判断した場合
→ 対象職員は免職、停職又は減給
→ 停職又は減給の場合でも、以後、一定期間、学校以外に配置します
(教育委員会等に配置)
- 児童生徒性暴力等又はセクハラに該当しないが不適切と判断した場合
→ 対象職員は1度目は厳重注意としますが、2度目にはさらに厳しい処分の上、以後、一定期間、学校以外に配置します (教育委員会等に配置)

※1 「児童生徒性暴力等」とは

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等のほか、軽犯罪法、ストーカー行為等の規制等に関する法律、児童福祉法、熊本県少年保護育成条例、熊本県迷惑行為等防止条例等に違反するわいせつな行為等をいい、刑事事件として有罪となることを要しない。

※2 「セクハラ」とは

児童生徒を不快にさせる性的な言動をいい、わいせつな発言、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等がこれに当たる。